

子ども・子育て支援新制度利用者向け説明会実施結果

1 目的

平成 27 年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度(以下、新制度)について、制度概要や必要な手続等を周知し、一般利用者が円滑に新制度を利用できるようにすることを目的とする。

2 対象者

主に葉山町在住で未就学のお子さんがある方(それ以外でも参加可能)
事前申込なし(託児なし)

3 内容

- (1) 子ども・子育て支援新制度の概要
- (2) 幼稚園・保育所の申込手続
- (3) 認定証の申請・交付スケジュール
- (4) 利用者負担額の概要
- (5) その他

私立幼稚園の新制度移行状況については、口頭で情報提供。

4 実施結果

日時		会場	参加者数
9月28日(日)	10時～11時	保育園・教育総合センター 2階研修室・会議室	24人
	13時～15時		17人
9月30日(火)	10時～11時		16人
	13時～15時		13人
小計			70人
10月14日(火)	10時30分～ 11時30分	木古庭児童館	8人
10月15日(水)		上山口児童館	7人
10月16日(木)		葉桜児童館	13人
10月17日(金)		下山口児童館	6人
10月22日(水)		芝崎児童館	16人
10月23日(木)		青少年会館	8人
10月24日(金)		元町児童館	17人
小計			75人
合計			145人

子ども・子育て支援新制度利用者向け説明会

日時 平成 26 年 9 月 28 日（日）10 時～11 時、13 時～14 時
平成 26 年 9 月 30 日（火）10 時～11 時、13 時～14 時
会場 保育園・教育総合センター 2 階 研修室・会議室

（主な質疑応答）

Q 1 保育短時間で利用できる 8 時間は、自分の利用したい 8 時間でよいのでしょうか？

A 1 保育短時間は、保育所等が設定する時間内の範囲での利用となります。例えば、利用希望の 8 時間と各園が設定する 8 時間がずれている場合は、ずれた時間は延長保育の位置づけとなり延長保育料が必要になります。

Q 2 各園が設定する 8 時間はどこで知ることができますか？また、延長保育料はどのくらいか目安はわかりますか？

A 2 いずれも各園で設定するものです。11 月に周知する新年度の保育園の募集案内に各園の状況（予定）を参考情報として掲載します。

Q 3 3 歳以上の子は、小規模保育施設を利用することができないのでしょうか？

A 3 小規模保育施設は 0～2 歳対象の施設なので、3 歳以上の子は基本的に利用できません。それまで小規模保育施設を利用していた子は、満 3 歳になって最初の 4 月には連携施設の保育所等に移っていただくこととなります。ただし、きょうだい小規模保育施設を利用している場合は、継続利用ができるなどの例外があります。

Q 4 幼稚園の就園奨励費制度はなくなってしまうのでしょうか？

A 4 新制度が施行された後も、幼稚園の就園奨励費制度は継続します。

Q 5 新制度が導入されることで、保育所の申込手続はこれまでとどこが変わるのでしょうか？

A 5 いろいろ変わりますが、従来との変更点は大きく 2 つです。

1 つ目は、保育所の入所申請とあわせて認定申請という手続が新たに必要になります。

2 つ目は、就労の時間等で保育の利用可能時間が「保育標準時間」と「保育短時間」と区分されます。

子ども・子育て支援新制度利用者向け説明会（追加開催）

（主な質疑応答・追加）

Q 6 現在、保育園や幼稚園を利用している場合は、どのような手続をすればよいですか？

A 6 保育園を利用されている方には毎年度、11月頃に継続届を提出していただいておりますが、今年度は支給認定申請書もあわせて提出していただきます。支給認定申請書の様式はこちらから送付します。

幼稚園を利用されている方は、園が新制度に移行しない場合は、何もしていただく必要はありません。園が新制度に移行する場合は、園を通して町に支給認定申請書を提出していただく必要があります。

Q 7 保育標準時間認定になるか、保育短時間認定になるかの就労時間の目安を教えてください。

A 7 1月あたりの就労時間が120時間以上の方は、保育標準時間になります。

1月あたりの就労時間が64時間以上120時間未満の方は、保育短時間になります。

1月あたりの就労時間が64時間未満の方は、就労を理由として保育所を利用することはできません。

就労時間には、通勤時間や休憩時間を含めて判断します。

Q 8 保育園の保育料はどうなりますか？

A 8 現行の利用者の負担が激変しないように、現在の保育料並みに設定する予定です。来年度の予算にも関係しますので、最終的には平成26年3月末に決定します。11月の保育所募集案内には、保育料の目安の金額を掲載します。

Q 9 幼稚園の保育料はどうなりますか？

A 9 新制度に移行しない幼稚園では、これまで通り園が保育料を決定します。

新制度に移行する幼稚園では、基本となる保育料は世帯の収入に応じて町が決定します。ただし、特色のある教育を行う場合などは、そのほかに各園が上乘せ徴収することが認められています。

Q 10 今後の幼稚園の新制度への移行状況はどこで知ることができますか？

A 10 平成27年度の移行予定は、11月に町のホームページで公表します。

平成28年度以降の予定は、来年秋ごろに町のホームページで公表します。